

2 新潟市民病院職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年3月25日

新潟市病院事業管理者 片柳 憲雄

新潟市民病院管理規程第6号

新潟市民病院職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程

新潟市民病院職員安全衛生管理規程（平成20年新潟市民病院管理規程第17号）の一部を次のように改正する。

目次中 「第5章 療養の指示等（第23条・第24条）
第6章 雑則（第25条―第27条）」 を

「第5章 心理的な負担の程度を把握するための検査等（第23条―第30条）
第6章 療養の指示等（第31条・第32条） に
第7章 雑則（第33条―第35条）」

改める。

第2条第2号中「新潟市民病院管理規程第1号」を「平成20年新潟市民病院管理規程第1号」に改める。

第6条第1項中「2人」を「4人」に改める。

第27条を第35条とし、第26条を第34条とする。

第25条中「健康診断」の次に「又はストレスチェック等」を加え、「職員の」を削り、同条を第33条とする。

第6章を第7章とする。

第5章中第24条を第32条とし、第23条を第31条とし、同章を第6章とする。

第4章の次に次の1章を加える。

第5章 心理的な負担の程度を把握するための検査等

（心理的な負担の程度を把握するための検査等の実施）

第23条 管理者は、職員の心理的な負担の程度を把握し、その健康の保持増進を図るた

め、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 心理的な負担の程度を把握するための検査（以下「ストレスチェック」という。）
 - (2) ストレスチェックの結果の集団ごとの分析（以下「集団分析」という。）
 - (3) 法第66条の10第3項に規定する面接指導（以下「面接指導」という。）
- （ストレスチェックの項目）

第24条 ストレスチェックは、次に掲げる項目について行うものとする。

- (1) 職場における当該職員の心理的な負担の原因に関する項目
 - (2) 当該職員の心理的な負担による心身の自覚症状に関する項目
 - (3) 職場における他の職員による当該職員への支援に関する項目
- （ストレスチェックの実施者等）

第25条 ストレスチェックの実施者は、産業医とする。

- 2 ストレスチェックの事務を担当させるため、実施事務従事者を置き、管理課職員のうちから管理者がこれを指名する。
- 3 管理者は、ストレスチェックの実施の全部又は一部を外部の機関に委託することができる。この場合において、委託を受けた外部の機関は、当該機関の職員のうちから、共同実施者及び共同実施事務従事者を指名しなければならない。

（ストレスチェックの結果の通知）

第26条 管理者は、ストレスチェックの実施者又は共同実施者をして、ストレスチェックを受けた職員に、ストレスチェックの結果を通知させるものとする。

（集団分析）

第27条 管理者は、ストレスチェックの実施者又は共同実施者に対し、当該ストレスチェックの結果を一定規模の集団ごとに集計させ、その結果について分析させる。

- 2 管理者は、前項の規定による分析の結果を勘案し、必要があると認めるときは、当該集団の職員の心理的な負担を軽減するための適切な措置を行う。

(面接指導)

第28条 管理者は、心理的な負担の程度が高く、かつ、ストレスチェックの実施者又は共同実施者が面接指導を受ける必要があると認めた職員から申出があった場合は、当該職員に対し、医師による面接指導を実施する。

2 管理者は、面接指導の結果及び面接指導を行った医師の意見を勘案し、必要があると認めるときは、当該職員の実情を考慮して、当該職員の健康を保持するために必要な措置を行う。

(ストレスチェック等の実施細目)

第29条 ストレスチェック、集団分析及び面接指導（以下「ストレスチェック等」という。）の対象者、実施体制、実施回数その他実施に関して必要な事項は、管理者が別に定める。

(ストレスチェック等の結果の記録の作成等)

第30条 管理者は、実施したストレスチェック等の結果の記録を作成し、これを5年間保存しなければならない。ただし、管理者への提供についての職員の同意が得られないストレスチェックの結果については、実施者又は共同実施者による当該ストレスチェックの結果の記録の作成事務及び保存事務が適切に行われるよう、管理者は、必要な措置を講じなければならない。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。